第3章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な 交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 意義

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 内容

(1) 特殊標章

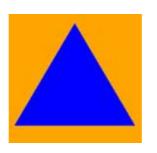
第一追加議定書に規定される特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面



所持者の署名/Signature of holder

回意/Stamp

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

裏面

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 町長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。ア 町長

町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 水防管理者

水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をす る者

(2) 町長及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。